

別表第 2 (第 6 条関係)

施 設 使 用 料

(1) 衛生センター

施設の種類	区分	一般家庭から 持ち込む者	事業所から 持ち込む者
し尿処理施設	1 トンにつき	300 円	

(2) リサイクルセンター

施設の種類	区分		家庭ごみ	事業系 (一般廃棄物)
ごみ燃料化施設 ごみ資源化施設	基本額	50 キログラム 以下	500 円	1,200 円
	加算額	基本額 50 キログラムを超えた場合 500 キログラムまで 10 キログラムごとに	100 円	基本額 50 キログラムを超えた場合 10 キログラムごとに  240 円
		500 キログラムを超えた場合 500 キログラムを超えた分 10 キログラムごとに	150 円	

備考 使用者が納入すべき使用料は、搬入ごとの重量にかかる上記の表の区分ごとに算出される額の総額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加算し、10 円未満を四捨五入した額とする。